

秋田市南浜地域活動支援センター内部修繕および入口自動ドア下部修繕仕様書

本仕様書は、秋田市福祉保健部障がい福祉課が発注する、秋田市南浜地域活動支援センター内部修繕および入口自動ドア下部修繕（以下「本修繕」という。）に適用する。

1 修繕概要

秋田市南浜地域活動支援センターの内部および入口自動ドア下部は、経年劣化による汚損および腐食が著しく、施設の保全維持に支障をきたすことから、修繕を行うものである。

2 履行場所

所在地 秋田市新屋南浜町7番10号

名称 秋田市南浜地域活動支援センター

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

4 修繕内容

次に掲げる設備を修繕すること。また、本修繕に伴い、必要な撤去、取り外し作業および交換等を行うこと。サイズや数量については、設計書、図面および写真を参照、又は現地を確認すること。

- (1) 1階作業室の窓枠
- (2) 1階食堂の窓枠
- (3) 2階集会室の窓枠
- (4) 1階男子更衣室のクロス
- (5) 1階ホールおよびロビーのタイルカーペット
- (6) 入口自動ドア下部

5 事前調査および工程の打合せ

受注者は、修繕着手に先立ち、現地の状況等十分調査を行ったうえで修繕を行うこととする。また、工程および作業内容等について、発注者と打合せし、承認を得てから作業することとする。

6 安全管理

- (1) 受注者は、本修繕を行うに当たり、関連法令等を遵守し労働災害、公衆災害等に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。なお、事故等があった場合は、受注者の責任と負担により速やか処理し、発注者に報告することとする。
- (2) 本修繕施工中には、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および安全に努めること。また、作業場所の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講ずること。

7 成果品

受注者は、修繕完了後速やかに、修繕記録写真等の修繕が適切に行われたことを示す資料を添付した「修繕完了届」（様式任意）を提出することとする。

8 協議

この仕様書に定めない事項又は仕様に疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めることとする。